

第十八條 第一、本會は、労働組合の発展を促進し、労働者の福利を向上せしめ、労働組合間の相互協力を図ることを目的とする。

第二、本會は、労働組合の組織を健全にし、その活動を支援することを旨とする。

第三、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第四、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第五、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第六、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第七、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第八、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第九、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十一、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十二、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十三、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十四、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十五、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十六、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十七、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十八、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第十九、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

第二十、本會は、労働組合の代表者を選出する権利を有する。

財団法人労働組合大阪支所

財団法人労働組合大阪支所

以上ヲ以テ規約ノ審議ヲ終了シタルガ第二條「労働組合主義」ニ關シ相當議論アリタルモ其他ノ條項ニ付ナクハ格別議論ナク主トシテ字句ヲ訂正シタルニ止マリ平穩裡ニ議事ヲ進行シタリ

(2) 其他ノ協議事項

次回委員會ヲ七月二十六日東京市（日本海員組合東京出張所）ヲ開催シ左記事項ヲ協議スルコトヲ申シ合セタリ

記

事務所ノ位置 會費負擔額

役員ノ選定 常任書記ノ任命

第八條、第十條ニ於ケル代議員及評議員ノ選出比率

八其他参考事項

本會議ノ結成準備會組織ノ爲メ本年八月下旬神戸市又ハ大阪市ニ於テ日本労働俱樂部年度大會ヲ開催シ最後ノ決定ヲナシ労働組合會議準備會ノ名ニ於テ未加盟團體ニ呼ビ掛タル決定ニシテ